

Title	モーリス・フォーク著 木村栄一・高木秀卓共訳 保険
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.9 (1958. 9) ,p.832(86)- 835(89)
JaLC DOI	10.14991/001.19580901-0086
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580901-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

モリス・フォーク著

木村栄一・高木秀卓共訳

『保 険』

他の学問は知らず、保険本質論の研究は、過去および現在においても、まず独逸であると称して間違いはなからう。終戦後、最近では、わが国の保険学も著しい向上を示して、決して世界の水準から遅れるものではないが、しかしまだまだ十分とは認め難い。独逸の保険学は本大戦でその進歩が阻まれ、戦前ほどの支配力を世界の保険学界に振うことはできなくなったが、これに代るものは米国のそれではなからうか。しかし独逸の保険学の伝統は、よしんばその現状は以上のような傾向にあるとは言え、われわれはなおかつ謙虚に、そして真剣に学ぶべきは学び、受けるべきは受けなくてはならない。

ところで、仏国はと言うと、保険本質論では独逸には一歩遅れているようである。斬新・新奇な保険本質論は、たまたまは発生・主張されるようであるが、保険本質論が一貫して体系的に成長したとは言えないであろう。このせいもあって、仏国の保険学の書物が、わが国に紹介され、翻訳されたことはほとんどなかったが、ここにモリス・フォークの「保険」が木村栄一・高木秀卓の両氏によつ

て、訳述されて公刊されたことは、わが国保険学の発展・向上に裨益すること大であらう。

「訳者まえがき」(三〇四頁)によると、モリス・フォークは一八九五年生れで、法学博士にして理学士であり、「最初自然科学を研究し、一旦ストラスブール大学理学部助手となったが、転じて経済法の研究に進み、後に大蔵省保険監督官となった」(四頁)ところの人で、博士論文 *L'évolution économique de la Grande Industrie chimique en France, 1932.* の執筆者でもある。米谷隆三氏は「歐洲の保険人」(「保険学雑誌」第三八八号、昭和二十九年十二月)で、「一 フランスにおける保険人」の中で、このモリス・フォークに触れ、「この人は教養の高い紳士で」(三二頁)と述べて、八年間再保険中央金庫の理事長をしていることや、実務にありながら書物を出すような学者的実践人であることを記して、「かようにフランスの保険指導者には、かなり実務的学者がいる」(三三頁)と指摘されている。

さて本書は Maurice Faugue: *Les Assurances* の翻訳書であるが、その第一版は一九四二年、第二版は一九四八年、「本書はフランス国立保険学校その他でテキストとして使用されている通り、フランスにおける保険のあらすじを理解するには好個のもの」(四頁)であり、「きわめて技術的なしかも数多い保険のすべてを文庫の限られた紙面で説明し尽くすことはもとより不可能である」(三〇四頁)とは一応述べられているが、「わが国ではこうゆう形で保

険の知識が一般に与えられたことはほとんどないと言っても過言ではない」(四頁)として、訳者は本書がこの要求にかなうものであると暗黙に認めて、この点で本書の存在意義を主張せられているようである。米谷氏も前述の文章の中で「Picard-Besson, *Les Assurances terrestres en droit Français, 1950* の重要な九つの文献の中に掲げられている」(三一頁)と本書の原書について述べられ、その価値を評価されている。木村・高木両氏が「翻訳者は反逆者なり」(Traduttore, traditore) (四頁)と言われているのは、これは謙遜である。一橋大学助教授にして保険学専攻の木村氏と東京海上火災企画部勤務にして同じく保険学専攻の高木氏によつて翻訳が遂行されたことは、本原書にとって大なる幸であり、事実、数多くの訳者註が挿入されたことは、両氏の学識によるものであるが、火災保険・海上保険・生命保険・健康保険・失業保険・農業保険等々、保険に全然関係のない人はほとんどなく、保険と云う言葉を耳にしない人はない現代社会にあって、しかも「好かれないう女神」(三頁)である保険の理解を容易にさせ、さらに本書を読むことを容易にしたこととして、感謝に値いするところである。若干は註のための註がないではないが、原註に加えて数多の訳者註は、本書をしてわが国においても、大学あるいは研究所・研究会のテキストたらしめた一要因であることは確かである。

本書は、「訳者まえがき」(三〇四頁)、「はしがき」(七〇一頁)、「第一章 保険の一般的概念」(一一一―一二二頁)、「第二章 被保険

書評及び紹介

危険」(二二七―二二七頁)、「第三章 保険法」(七二―一〇一頁)、「第四章 保険の運営」(一〇二―一三二頁)および「むすび」(一三三―一三六頁)よりなる。保険の概論や歴史あるいは各論に当る部分は第一章と第二章に主として含まれ、その法理論は第三章に、そして経営論が第四章に含まれている。現代社会に行われている保険を理解し、保険の現状を把握するには好個の書物であり、保険学の道に志有るものは、まず本書によつて保険のなんたるかを一通り理解して、しかして後により以上の研究に進むべきである。

「初歩的な形態としては既にギリシア、ローマの時代に行われていた」(三頁)とこの保険は、「経済的保障の欲求のあるところに必然的に生成し」(三頁)、「しかし資本主義の発展が一面において多くの個人的社会的危険を醸成して『不安の創造主』になる」(三頁)につれて保険も「それを補正する『保障の創造主』として登場しますます多様化した」(三頁)とする訳者は、保険を資本主義との関連のもとに執えんとする立場にあるものと認められ、「われわれの生活につきまとう数々の危険を引受けて、不安を除去し、われわれに安心をもたらしてくれる制度が即ち『保険』である」(三頁)、これが訳者の保険の定義である。しかし訳者は七頁の註においては保険二元説の立場から保険を説明している。一方、著者は一八頁において、保険の法律的定義を示して、「この定義は表面上は全く正しいであろう。ただ、専門家のいう如く、被保険者集団を措いては考えることのできない保険の機構そのものの理念を不十分にしか現

わしていないのは困ったことである」(一九頁)と論評されているが、さて著者の正式な保険の定義は、本書中には遂に発見することはできない。

本書は「保険は近代資本主義の発展と密接につながっている」(二一頁)として、一二頁、一四頁、三〇頁等々でこの見解を繰返しているが、まず正しいと肯定しうる。海上保険を保険の最初の形態とし、続いて陸上保険、火災保険、生命保険、災害保険、社会保険および社会保障と、保険の発達過程を辿っているが、保険の発展には「近代的銀行と産業の基礎」(二四頁)が築かれること、また「科学的技術——保険統計」(二五頁)の成立発展の必要なことや、さらに「新立法」(一六頁)の整備の不可欠のことを記しているが、著者の保険の経済的考察を示す一端であろうか。

著者が、「人間の価値が発見——あるいは再発見」(八頁)とか、「個人に対する社会の優位」(八頁)、「保険の基礎に横たわる集団の理念」(八頁)等と言ったり、「生命保険の民主化」(四九頁)などと述べていることは、やはり本書が今般保険学のものたるを示して興味深い。「保険者は賭博場の主人ではなく、補償事務所の管理人に譬えなければならぬ」(三〇頁)、現代の経済生活において「保険は今や機械の一つの歯車のように」(七頁)、「保険者は保障の売手のよう」(一八頁)、「保険者は何よりも管理人の役割をにならなければならない」(一九頁)、「保険者はもはや保険の唯一の主人ではないように思われてきた。被保険者の集団が重要性を帯びて来て最早単なる

技術的なものではなくなる」(二三三頁)。これらはすべて著者の特色ある表現である。

本書が仏国の著書であることから、同国の保険事情に触れる点が多いのは当然である。その中で同国の再保険に関して触れる部分(六六頁)、農業保険に触れる部分(六八―七〇頁)、保険国有化に触れる部分(九九頁)、国立金庫に触れる部分(一〇六―一〇八頁)、国有会社に触れる部分(一〇八―一一〇頁)、国立保険学校に触れる部分(一一八―一九頁)、再保険中央金庫に触れる部分(一三〇―一三一頁)等は注目すべきところである。

保険の法律と数理技術を尊重する点にも、著者の見識が示されている。これは著者の職歴からしても窺えるところであり、各所において保険数理について述べ、「生命保険においてはアクチュアリーは特に名譽ある職務である」(三九頁)と断言し、また別の個所では「現在の保険会社制度は特別の制度である。保険会社は法律上商事会社とみなすべきであるが、商事会社とは異っているのである。この点について一九三八年六月一四日の統令は(会社法)に関する立法は企業の法律形態のみならず、その経済的目的の役割にも従って行われなければならないという、今日まで知られていなかった根本原則を法の中に導入したことを示すものである」(一〇一頁)とも明記して、保険の運営の技術を「すべての発達した技術と同様、事実の要素の分析とそれに適用される法規の尊重の上に基礎を置いている」(一〇二頁)としているが、正論として肯ける。

「今や保険は組織化されたフランス経済の一部門であり、人間の保護と財産の保護という高度の使命を果さなければならない」(三五頁)。「保険は真の公共事業となる傾向がある」(三五頁)、

そして「もはや行政上の監督を受けるところの保障の売手ではない」(一三五頁)のたのであって「他にはみられない特色を帯び、また国民経済中に特別の地位を占めている」(一三五頁)とこの保険業は、「ますます経済および国家に奉仕する意志をもって、保障の集团的欲求を引受け」(一三五頁)、保険業は「日を重ねるにつれてますます公共事業——もし公共事業という言葉に本来の高度の社会的意味をもたせるならば——となるであろう」(一三五頁)との著者の主張は、現在の保険学界の一部の風潮を代表するものである。保険の公共性の重視は、つとに古くから行われているところであり、最近この傾向は著しくなってきたが、通俗的な意味で保険の公共性を主張するだけでは足りないのたのであって、社会科学の立場か

らする厳密なる理論による裏付けが目下の急務である。本書もまたこの点には少しく弱い。

さて本書の結論は、そのままそっくりわが国にもあてはまる。経済の基礎が虚弱で、その体制が真の合理化には程遠く、幾多の重大な矛盾を内蔵するわが国にとつて、保険および保険業はいかなる任務を尽すべきであろうか。「フランスを再建し、国民経済生活に起死回生の弾力性を与えるためには、各職業がその位置を、しかも厳密な合理主義が経済生活の中に示す正しい位置をしめなければならぬ。このような時に当って保険業はその使命をはっきり認識しなければならぬ。その使命とは国家再建の途上に横たわるすべての危険を担保し、その財力を国家の支配に委ねることである」(一三五頁)と。(一九五三年七月初版発行 一九五八年四月二〇日四版発行 一三六頁 二二〇円 株式会社白水社)

(庭田 範秋)